

まちづくり 研究所会報

vol.6

会員の皆様には、お元気でご活躍のことと存じます。

また、昨年開催いたしました講演会「合併の大義を探ろう!!」には、大変お忙しい中にもかかわらず、多数ご参加いただきましてありがとうございました。当日ご参加いただけなかった会員の皆様には、大変申し訳ないのですが、録音しておりませんでしたので、本号で講演内容をお知らせすることができません。講演概要はございますので、ご希望の方は、私の事務所まで取りに来ていただくか、私のホームページでご覧いただけますようお願いいたします。

先日ある新聞に、『英国は米国ほど訴訟社会ではないが、米国マクドナルドの1994年やけど訴訟事件以来、英企業も自社製品の「ただし書き」に細心の注意を払い始めている。最近、英コンサルタント会社が英製品のラベルを調べたところ、睡眠薬に「眠気を誘うかもしれない」、アイロンに「人が着用中の服には使用してはいけません」、スーパーマンの変身用グッズには「着ても飛ばません」などと大真面目に表示していることが判明した。』という記事が掲載されておりました。米国の裁判官は、コーヒーをこぼしてやけどを負うのは、やけどを負うようなコーヒーを提供する側に責任があると判断するようであります。自己責任という意味について、米国や英国に学ぶところはもう無いようであります。しかし残念なことに、日本も訴訟社会の仲間入りをしたのか、と思えるような記事を、最近新聞でよく目にするようになりました。希薄になったとはいえ、今日まで継承されてきた正義が、裁判官によって否定されるようなことが無いよう祈るばかりであります。

さて、この地域も、地方自治法に基づく宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会が昨年10月1日に設置され、以来精力的に協議が進められており、そろそろ住民向けの説明会も準備されていくのかと思います。

そこで、今号では、説明を受けた皆様が判断していくための視点について一緒に考えてみたいと思います。ご意見をお待ちしております。

所長 多賀久雄